

令和7年度一般会計 歳出第2款8項3目危機管理対策費 12節(18) その他業務委託料			
受 付 番 号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当
			総務局地域防災課 担当者名
			ふりがな 山羽 海香子 電 話 671-3456

設 計 書

1 名 称	令和7年度地震火災対策事業に係る戸別訪問業務委託
2 履 行 場 所	横浜市内
3 委 託 期 間 又は 期 限	☒ 期間 契約締結日から90日以内 ☐ 期限 令和 年 月 日まで
4 契 約 区 分	☒ 確定契約 ☐ 概算契約
5 その他特約事項	なし
6 現 場 説 明	☒ 不要 ☐ 要 (月 日 時 分 場所)
7 概 要	指定する地域内の戸建て住宅に訪問し、当該住宅の居住者に対して、 横浜市の感震ブレーカー等設置推進事業に関する周知や地震火災対策の 意識啓発を実施する。 ※詳細は別紙仕様書のとおり

☐ する (回以内)

☒ しない

部分払の基準

契 約 内 容	支出予 定月	数 量	単 位	単 価	金 額
別紙内訳書のとおり					
				計	

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託料金額		¥
内 訳	委託料	¥
	消費税及び地方消費税相当額	¥

内 訳 書

名 称	数 量	単位	単 価	(円)	金 額	(円)	摘 要
業務準備費	1	式					
訪問データ準備費用	1	式					
業務構築 研修費	1	式					
戸別訪問費用	1	式					
再訪問	1	式					
配付用リスト作成費用	1	式					
訪問時服装準備費用(ビブス・帽子を想定)	1	式					
統計データ作成業務(管理費)	1	式					
						0	
	計					0	
計(税抜)						0	
計(税込)						0	
消費税及び地方消費税相当額						0	

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

西区
赤門町 2 丁目
霞ヶ丘
境之谷
西戸部町 1 丁目
西戸部町 2 丁目
西戸部町 3 丁目
西前町 2 丁目
西前町 3 丁目
東久保町
藤棚町 1 丁目
藤棚町 2 丁目
元久保町
伊勢町 1 丁目
伊勢町 2 丁目
伊勢町 3 丁目
老松町
久保町
中央一丁目
中央二丁目
浜松町

令和7年度地震火災対策に係る戸別訪問業務委託 仕様書

第1条 本仕様書は、横浜市契約規則に従い横浜市（以下「甲」という。）の指示のもとに受託者（以下「乙」という。）が実施する「令和7年度感震ブレーカー等設置推進事業推進に伴う戸別訪問委託」に関して適用する。

第2条 乙は、本仕様書に基づいて、委託された業務を遂行するものとする。

- （1）本仕様書のほか、詳細な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- （2）本仕様書、特記仕様書、その他甲より提示されたものの間に相違がある場合は、乙は、甲にその旨を報告し確認しなければならない。

第3条 本委託業務の内容は、次のとおりとする。

甲が指定する地域内の戸建て住宅に対して個別に訪問し、当該住宅の居住者に対して、甲が行う感震ブレーカー等設置推進事業に関する周知や、地震火災対策の意識啓発を行い、より一層の地震火災防止の促進を図ることを目的とする。

第4条 木造住宅戸別訪問業務は、次のとおりとする。

- （1）乙は、甲が指定する地域内（別紙1参照）の戸建て住宅へ甲が指定する期間内に訪問する計画をたて、甲に報告しその承認を受ける。訪問する戸建て住宅は、地図データは、甲がGISデータを基に出力した地図により指示する。
- （2）乙は、策定した訪問計画に基づき、戸別訪問を行う者（乙に所属する者に限る。以下「訪問員予定者」という。）を確保し、その氏名等について甲に報告する。
- （3）甲は、前号の説明会を受講した訪問員予定者に対し、訪問員証明書を発行する。
- （4）乙は、策定した訪問計画に基づき、訪問員（前号の訪問員証明書の発行を受けた者に限る。以下同じ。）の派遣を行う。
- （5）乙は、訪問員に、訪問した地区において、甲より提供されるマニュアルに基づき、甲より提供する周知用チラシを活用し訪問等を行わせ、結果を甲が指定する様式に記載させ、乙が収集する。
- （6）乙は、前号の訪問員からの結果報告を、甲が指定する様式に入力し、訪問結果をまとめ、甲へ報告する。
- （7）乙は、訪問計画の全てが完了した場合、委託契約期間内かつ完了後10日以内に、甲へ、委託業務完了届出書及び訪問結果のまとめを提出し、完了報告を行う。

(返還義務)

第5条 本業務終了後、第4条第1号で提示した情報及びその複製、本業務において取得した個人情報等について、甲の指定する期日までに、甲へ返還又は破棄しなければならない。

(必要経費)

第6条 本仕様書等に定める業務の履行において必要となる備品、消耗品及び機器の損料等の必要経費は、本委託による委託料の中に含まれるものとする。ただし、第4条第6号に定める甲より提供する周知用チラシについては、甲の負担とする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、業務の処理を外に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の許可する場合はこの限りではない。

(調査報告)

第8条 甲は、必要と認めるときは、業務の処理状況につき調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(変更及び一時中断)

第9条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中断することができる。この場合、甲乙が協議して定めるものとする。

(責務)

第10条 乙は、委託業務の処理について甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任をもって賠償の責任に任ずるものとする。

(提出書類)

第11条 乙は、委託業務の着手に際しては着手届を、また、業務完了に際しては完了届及び報告書等を作成し、甲の定める期限内に各1部を市長あてに提出するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第12条 乙は、別添の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。なお、本業務以降に乙の所属を外れた者に関しても適用する。

(成果物の納品)

第13条 成果物の納品先は、横浜市総務局地域防災課とする。

(履行期間)

第14 条 本業務の委託期間は、契約締結日から90日とする。

(その他)

第15 条 本仕様書及び特記仕様書に定めのない事項、または委託業務の履行において、本仕様書等に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

別紙 1

【西区】

赤門町 2 丁目、伊勢町 1 丁目～ 3 丁目、老松町、霞ヶ丘、久保町、境之谷、中央一丁目～
二丁目、西戸部町 1 丁目～ 3 丁目、西前町 2 丁目～ 3 丁目、浜松町、東久保町、
藤棚町 1 丁目～ 2 丁目、元久保町

想定訪問件数 約7,600戸